

確定申告および市民税・都民税の申告会場

Table with columns: 会場 (Venue), 日程 (Schedule), 受付時間 (Reception Time). Rows include locations like 東部地域センター, 南部地域センター, 竹丘地域市民センター, etc.

※夜間申告窓口・休日申告窓口では、電話相談および証明書などの発行は行っていません。
※市役所・各会議室で受け付けている確定申告書は、「提出のみの方」に限らせていただきます

東村山税務署からの お知らせ

東村山税務署での28年分申告書の作成、提出、相談、納付期間
28年分の所得税・復興特別所得税の確定申告期間は、2月16日(木)～3月15日(水)です。

○贈与税の申告と納税は、2月1日(水)～3月15日(水)です。
○申告書作成会場は2月10日(金)に開設します。開場初日と最終日は混雑するため、なるべく、それ以外の日にお越しください。

○消費税・地方消費税の申告と納税は、3月31日(金)までです。
確定申告書は国税庁ホームページ (https://www.nta.go.jp) の「確定申告書作成コーナー」でも作成することができます。

○「確定申告書」の提出は、午前9時～午後8時に利用可。
作成した確定申告書は、印刷して郵便などによる送付「e-Tax」による送付で税務署に提出することができます。

○駐車場は使用できません。
車での来署は遠慮ください。
○土曜・日曜日は閉庁日ですが、2月19日(日)・26日(日)に限り、確定申告の相談と申告書の受け付けを行います。

市民税・都民税 申告と相談は課税課市民税係 (市役所2階) ☎470・7777 (内線2333～2337)
申告が必要な方
(1) 29年1月1日現在、市内に住所があり、前年中に収入のあった方
(2) 給与所得者で、次のいずれかに該当する方
①勤務先から市役所へ給与支払報告書の提出がない方
②28年中に退職し、29年1月1日現在就職していない方に事務所や事業所、家屋敷を有する方

前年中に収入のなかった方も申告を
前年(28年)中に、病気・失業・学生などの理由で収入がなかった方も、申告書裏面の「収入のなかった方の記入欄」にその旨を記入し、提出してください。
(4) 28年中から継続して生活保護を受けている方
市民税・都民税の申告書が届かない方
申告書は昨年申告をした方に郵送しましたが、該当する方で届かない場合は、課税課市民税係へご連絡ください。

申告に必要なもの
東部地域センター、わくわく健康プラザでも配布しています。
(1) マイナンバー(個人番号)カード
(2) マイナンバー(個人番号)カードの写し
(3) 国民健康保険税の算定や非課税証明書発行などの資料
(4) 28年中から継続して生活保護を受けている方
(5) 国民健康保険税の算定や非課税証明書発行などの資料
(6) 国民健康保険税の算定や非課税証明書発行などの資料
(7) 国民健康保険税の算定や非課税証明書発行などの資料

無料申告相談
東京税理士会東村山支部所属の税理士による無料申告相談です。
【日時】2月7日(火)～10日(金)のいずれも午前9時半～午後3時半
【会場】市役所7階701会議室
【対象】小規模納税者の所得復興特別所得税・個人消費税込受給者・給与所得者の所得復興特別所得税の申告(土地、建物、株式などの譲渡所得がある場合を除く)
【注意】所得金額が高額な場合、相談内容が複雑な場合は、税務署をご利用ください。

この場合であっても、所得税の還付を受けるためには確定申告が必要です。
復興特別所得税の額は、各年の基準所得税額(原則としてその年の所得税額)に2.1%の税率を乗じた金額です。
また、25年1月1日～49年12月31日の間に生ずる所得について、源泉所得税が徴収されている場合には、復興特別所得税が併せて徴収されています。

「国外財産調書」を、所得税・復興特別所得税の確定申告書に提出しなければならぬ
28年分の総所得金額・山林所得金額の合計額が2000万円を超え、かつ28年12月31日において、その価額の合計額が3億円以上の財産、またはその価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産を有する方は、「財産債務調書」を、いずれも3月15日(水)までに、提出してください。
提出がなかった場合は、正しく記載されていない場合は、加算税の加重措置が適用される場合や、罰則が適用される場合がありますので、ご注意ください。

振り替え納税のご利用を
申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知などによる納税のお知らせは行っていません。
納付には便利な振り替え納税をご利用ください。
【日時】2月7日(火)～10日(金)のいずれも午前9時半～午後3時半
【会場】市役所7階701会議室
【対象】小規模納税者の所得復興特別所得税・個人消費税込受給者・給与所得者の所得復興特別所得税の申告(土地、建物、株式などの譲渡所得がある場合を除く)
【注意】所得金額が高額な場合、相談内容が複雑な場合は、税務署をご利用ください。

復興特別所得税の計算をお忘れなく
25年～49年の各年分については、復興特別所得税を所得税と併せて申告・納付することとされています(還付申告でも必要です)。
復興特別所得税の額は、各年の基準所得税額(原則としてその年の所得税額)に2.1%の税率を乗じた金額です。
また、25年1月1日～49年12月31日の間に生ずる所得について、源泉所得税が徴収されている場合には、復興特別所得税が併せて徴収されています。

国民年金 たっぷり
2年前納が現金・クレジット納付でも可能になります
国民年金には、保険料を2年前前払いすると大きな割引があります。
「2年前納」という制度があります。
現在支払方法は口座振替のみとなっていますが、4月から現金納付やクレジットカード納付も可能になります。
年金機構は、10月末に発送を始めた28年分の国民年金保険料控除証明書(裏面)
※②は、マイナンバーカードがない場合の確認方法です。
【番号確認書類】通知カード、または②を事前に用意してマイナンバーの記載がある住民票の写しなど
【身元確認書類】免許証、パスポート、身体障害者手帳、公的医療保険の被保険者証など
【注意】番号確認・身元確認には時間を要しますので、税務署窓口で提出の際は、①【番号確認書類】通知カード、または②を事前に用意してマイナンバーの記載がある住民票の写しなど
【その他】郵送で申告書を出す場合は、①の写し(両面)または②の写しを添付してください。